

補充立候補制度等のあり方に関する研究会（第1回）

2007年5月14日（月）

【田口選挙課長】 それではただいまより、第1回補充立候補制度等のあり方に関する研究会を開催いたします。

まず、研究会の開催に当たりまして、菅総務大臣からごあいさつを申し上げます。

【菅総務大臣】 総務大臣の菅であります。補充立候補等のあり方に関する研究会第1回目に当たりまして、それぞれの委員の皆さんには、大変お忙しい中を、こうして委員を引き受け、またご出席を賜りましたことに心から厚く御礼申し上げる次第であります。

ご承知のとおり、今回の統一地方選挙の中で、長崎市長選挙において伊藤前市長が選挙期間中、凶弾に倒れるという事件がありました。理由のいかんは問わず、こうした暴力は私どもは絶対に許すことができないことであるというふうに考えております。そして、長崎の市長選挙におきましては、現行の制度で補充立候補の届出がされました。当初告示された選挙期間中に、選挙も行われたわけでありますけれども、これがもし、候補者の死亡が選挙期日の前日だとか前々日であったならば、補充立候補が認められないということになったわけであります。

亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票、これがやはり大量に無効になったことも事実であります。こうしたことについて、各方面の皆さんから、さまざまな問題点が指摘されました。そして、現行の補充立候補制度について、昭和25年の公職選挙法制定以来、市長選挙については、その期限が選挙期日前3日とされております。今日まで基本的枠組みに変更はありませんが、この間メディアをはじめ、社会環境というのは大きく変化をしたというふうに思っております。

こうした背景も踏まえまして、現行の補充立候補制度等の課題を整理していただいて、そのあり方について検討するため、この研究会を発足させていただいたところであります。

今後、現場の実務を踏まえながら、そのあり方に関して幅広い観点からご議論をいただいて、本年秋を目途に報告書をまとめていただきますことを、よろしくお願い申し上げます。

また、最近の報道の中で、首長選挙において法定得票数以上の得票者がなく、当選人が定められなくなった場合の、再度の投票のあり方について、現行のように再選挙ではなく

て、決選投票制度を導入すべきでないかという意見も実はあるわけであります。あわせてこの問題につきましても、意見を賜ることができれば幸いであると考えております。それぞれの委員の皆さんには大変お忙しいと思えますけれども、ぜひ、この研究会を通じて、こうした問題点についてご指摘を賜りますことができますように、お願いをいたしましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【田口選挙課長】 それでは、本日までご出席いただきました研究会の委員の皆様方をご紹介させていただきます。

まず、全国市議会議長会事務総長の大竹委員です。

【大竹委員】 大竹です。よろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 次に、川崎市選挙管理委員会事務局次長の小島勇人委員です。

【小島委員】 小島です。どうぞよろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 次に、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授の蒲島郁夫委員です。

【蒲島委員】 蒲島です。よろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 次に、一橋大学大学院法学研究科教授の只野雅人委員です。

【只野委員】 只野です。よろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 次に、船橋市選挙管理委員会事務局長の玉置一夫委員です。

【玉置委員】 玉置です。よろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 次に、東京都選挙管理委員会事務局選挙課長の米博義委員です。

【米委員】 米と申します。よろしくお願い致します。

【田口選挙課長】 なお、本日谷口将紀委員はご都合により欠席でございます。

次に、大臣以外の総務省側の出席者を紹介させていただきます。

選挙部長の久元でございます。

【久元選挙部長】 久元でございます。よろしくお願い申し上げます。

【田口選挙課長】 次に、選挙制度担当審議官の門山でございます。

【門山審議官】 門山でございます。よろしくお願い申し上げます。

【田口選挙課長】 最後に、私、選挙課長の田口でございます。よろしくお願い致します。

さて、初めに、当研究会の座長の選出をお願いしたいと存じます。お手元にお配りしております資料1の開催要領では、「研究会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める」とされておりますが、いかが取り扱いますでしょうか。

【大竹委員】 よろしゅうございますか。

【田口選挙課長】 お願いします。

【大竹委員】 大変ご苦労をおかけいたしますけれども、経験豊富な蒲島先生に、ぜひとも座長をお引き受けいただければと思う次第でございます。

【田口選挙課長】 皆様、いかがでございましょうか。

(「お願いします」の声あり)

【田口選挙課長】 よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【田口選挙課長】 それでは、蒲島委員に座長をお願いいたしたいと存じます。これからの進行は、座長をお願いいたします。

【蒲島座長】 ただいま座長に選出されました東京大学の蒲島でございます。座長として、どれだけの仕事ができるかわかりませんが、大臣のご挨拶にもありましたように、この研究会は大変重要な研究会ですので、精いっぱい頑張って、いい結論を出したいと考えております。

個人的には、選挙制度が政策本位、それから政党本位となっております。それに合致するような結論、そして何よりも有権者の希望に一番沿ったような形の報告書ができれば、大変うれしく思っております。委員の皆様、それから事務局の皆様、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは大臣は所用のためにここで退席されます。どうもありがとうございました。

【菅総務大臣】 どうぞよろしくお申し上げます。

(菅総務大臣退席)

【蒲島座長】 それから、記者並びにカメラの方々は、ここでご退席をお願いいたします。

(報道関係者退席)

【蒲島座長】 まず、開催要領にありますように、座長代理を指名したいと思います。

そこで、大変ご苦労ですけれども、只野委員に座長代理をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【蒲島座長】 次に、議事の公開などの取り扱いや、研究会の今後のスケジュールについて、事務局に説明をお願いいたしたいと思っております。

【田口選挙課長】 それでは、まず説明に先立ちまして、本研究会にオブザーバーとして、ご参加をいただきますお二人を、紹介させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

まず、都道府県選挙管理委員会連合会の仲道正臣事務局長です。

【仲道オブザーバー】 仲道でございます。

【田口選挙課長】 次に、全国市区選挙管理委員会連合会の小堺始事務局長です。

【小堺オブザーバー】 小堺でございます。よろしくお願いたします。

【田口選挙課長】 お二人には、それぞれ多くの選挙管理委員会を束ねるお立場から、さまざまなご助言等をいただければというふうに思っております。

それでは、お手元のほうの資料にしたがいまして、若干ご説明をさせていただきます。

本日の資料でございますが、一番頭に次第がございます、その次に第1回配布資料一覧というのがございます。資料1の研究会開催要領から、資料6の21年当時の地方団体の長の決選投票制度についてまでの6つの資料をつくっております。

それでは、早速でございますが、資料1をごらんいただきますと、本研究会の開催要領でございます。特に説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、事務局より研究会の運営についての案をご説明申し上げます。まず、会議の傍聴ですが、会議の傍聴は認めないこととする。そして、会議に提出された資料につきましては、特に非公表として指定したものを除きましては、公表扱いとするというものでございます。記者へのレクであります。この会議の終了後に総務省の会見室において、座長よりブリーフィングを行うものとするという案でございます。議事要旨、議事録でございますが、議事要旨につきましては、事務局において作成し、会議後できるだけ速やかに、約1週間程度で公表をしようというものでございます。議事録につきましては、速記を入れて議事録の案を作成しておりますが、事務局で原案をつくって、メンバーの皆様のご了承を得た上で確定をして、公表していこうとするものでございます。それぞれの公表の方法ではありますが、会議資料及び議事要旨、議事録は総務省ホームページに掲載することによって公表しよう、というものでございます。

続きまして、スケジュールにつきましても、一括説明をさせていただきます。

スケジュールでございますが、第1回は本日5月14日でございます。この研究会の進め方とフリートキングをお願いしたいと思っております。第2回は、まだ正式に決めておりませんが、6月の上・中旬ごろを予定いたしております。長崎市の選挙管理委員

会の方から、今回の事案についてのヒアリングを行った後、フリートーキングを、というふうに考えております。第3回は特にまだ日程は決まっておりませんが、おそらく7月には、参議院通常選挙が入りますので、特に委員の皆様の中で選挙管理委員会関係の皆様方のご都合等があると思いますので、その辺を考慮しまして、第3回は8月ごろと考えております。その際には課題に対する対応策案の検討と、あとそのほか本日のご論議の中でまたお決めいただければと思うんですが、場合によってはまた次回でも結構ですが、都道府県あるいは市の選挙管理委員会からのヒアリング等も、検討してはどうかというふうに思っております。その後、秋ごろをめどに報告書の協議、取りまとめといったことを考えております。

以上が研究会の運営と今後のスケジュールでございまして、どうか皆様方のほうで、ご論議をいただきたいというふうに存じます。

以上です。

【蒲島座長】 研究会の運営については、ただいまの事務局の案について、よろしいでしょうか。何かご意見がありますか。

意見がないようですので、このような形で研究会を進めさせていただきます。また何かあれば必要に応じて相談したいと思います。

次に、次第5、説明、及び次第6、意見交換に移らせていただきます。

初めに、検討事項「平成19年4月22日執行 長崎市長選挙の経過」、「現行の補充立候補制度について」、「補充立候補が行われた事例について」、「昭和21年当時の地方公共団体の長の決選投票制度について」、事務局のほうから一括して説明をお願いしたいと思います。その後、各委員から意見をちょうだいしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

【嶋補佐】 それでは、事務局でございしますが、資料2以降のご説明をさせていただきますと存じます。

まず、お手元の資料2でございしますが、本研究会の検討事項でございします。先ほど大臣のごあいさつの中にもございましたが、まず検討事項といたしまして、「補充立候補に関する事項」でございします。さまざまな指摘がなされている中で、「選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方について」というもの。それから、「選挙期間中に候補者が死亡した場合において、それまでに行われた期日前投票・不在者投票について」ということでございします。また、「その他の事項」といたしまして、「首長選挙において、

法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について」というふうなことでございます。資料2は以上でございます。

次に、資料3をお願いいたします。補充立候補に関する事項について、意見交換をお願いいたします。その前提といたしまして、今回の統一地方選挙における長崎市長選挙の経過等につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料3の1ページ目でございますが、4月22日執行の長崎市長選挙の経過でございます。長崎市長選挙は、この4月15日（日）が期日の告示日でございます。立候補の届出といたしまして、ごらんいただいております4氏の方の届出がございました。前川智子氏、山本誠一氏、伊藤一長氏、前川悦子氏でございます。立候補の届出後、選挙期間ということになるわけでございますが、これもご案内のとおり、4月17日（火）でございますが、新聞報道等によりますと、午後7時52分という報道がなされておりますが、伊藤一長候補が銃撃をされるという事件があったわけでございます。翌4月18日（水）、こちらにも新聞報道によりますと、午前2時28分という報道がなされておりますが、伊藤一長候補が死亡されるということになったわけでありませう。

伊藤一長候補の死亡によりまして、補充立候補の事由が発生したということになりまして、補充立候補期限、4月19日ということで、選挙期日の前3日に当たる日まで補充立候補ができるということになりました。18日、19日と補充立候補の受付期間であったわけですけれども、4月19日（木）になりまして補充立候補の届出がございました。横尾誠氏と田上富久氏の2氏が届出をされたということございまして、従前の、当初の立候補届出がありました3氏と、補充立候補の届出をされました2氏の合計5氏で選挙が争われたという事例でございます。

1枚おめくりをいただきますと、この投票結果についてごらんいただくものでございます。開票区が第1から第8までに分かれておりますのは、市町村合併があった関係で開票区が設けられていたということでございます。長崎市計というのが一番下にございますが、選挙当日有権者数は36万4,181人でございました。投票者数はその右側になりますが、合計20万803人でございます。投票率は55.14%という状況でございます。

さらに、1枚おめくりをいただきますと、開票結果をごらんいただくものでございます。5氏の候補で争われたわけでございますが、一番下、合計のところをごらんいただきますと、前川智子氏が、こちらは按分票の関係で小数点以下がございませうが、8,321.648票でございます。山本誠一氏が1万9,189票、前川悦子氏が2,677.344票、横

尾誠氏が7万7,113票、田上富久氏が7万8,066票ということで、田上富久氏が当選をされたということでございます。

次に4ページ目をおめくりいただきます。この長崎市長選挙における無効投票の状況についてごらんいただく資料でございます。開票区ごとに分かれておりますが、一番右の計のところでごらんをいただきますと、数字が大きくなっているところといたしまして、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」という無効事由に当たるものが、8,050票あったということ。それから、白紙投票が5,119票あったということでございまして、合計で無効投票は1万5,435票あったという状況でございます。ちなみに選挙当日有権者数に占める割合は4.24%でございまして、投票者数に占める割合は7.69%ということになります。

さらに、1枚おめくりをいただきまして、5ページをお願いいたします。この今回の長崎市長選挙における無効投票の状況が、過去と比べてどうであったかというのをごらんいただく資料でございます。前回、前々回の長崎市長選挙に比較をしまして、まとめた表でございます。こちらはやはり、前のページで見えていただきました、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」、11年、15年のときにはそれぞれ763票、983票でございましたので、かなり、今回の19年の長崎市長選挙では票数が多くなっているということ。それから白紙投票につきましても、前回、前々回はそれぞれ2,067票、2,307票でございます。今回5,119票でございますので、こちらも数字が大きくなってきている。また、無効投票の合計についてごらんいただきまして、前回、前々回の3,993、4,594に比べまして、今回1万5,435ですから、大きくなっているという状況でございます。

さらに、もう1枚おめくりをいただきますと、今回の長崎市長選挙における期日前投票それから不在者投票の投票の状況について、ごらんいただく資料となっております。期日前投票、それから不在者投票のそれぞれにつきまして、告示日の翌日から投票日までの投票の状況でございます。不在者投票者数につきましては、選管に到達した日ということで数字を記載しております。こういったことをごらんいただきますと、伊藤一長候補が銃撃をされたというのが4月17日の7時52分ということになりますので、そこまでは伊藤一長候補が実際には候補者であるという前提で投票をされたというふうに考えますと、そこまでの、16日、17日までの累計の期日前投票者、それから不在者投票者数につきましては、7,851票というふうになります。この7,851票の選挙当日有権者数に占め

る割合は2.16%、投票者数に占める割合は3.91%であったという状況でございます。

以上が資料3のご説明でございまして、今回の長崎市長選挙の経過についてのものでございます。

引き続きまして、現行の補充立候補制度につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。資料4を準備させていただいております。

まず、「一般の補充立候補」といたしまして、「候補者がその選挙における定数を超えている場合において、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、下に掲げる日までの間に補充立候補を行うことができる」ということで、これは都道府県それから市の選挙につきましては、首長それから議員、どちらも選挙の期日前3日まで、そのときには補充立候補ができるという規定になっております。町村につきましては、この補充立候補の期限というのが若干長くなっておりまして、選挙の期日前2日まで届出を行うことができるという形になっております。

その期日というのがあるわけでございますが、その右側でございます、「選挙期日の延期に伴う補充立候補」というものでございますが、こちらはまず、長の選挙についてだけでございます。「長の選挙において、候補者が補充立候補届出期間の最終日現在に2人以上ある場合」、すなわち競争状態にある場合におきまして、「その選挙の期日の前日までに、当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたため候補者が1人となったときは、既に告示されている選挙の期日後5日に当たる日に選挙期日を延期」いたしまして、その延期された選挙の期日前3日まで補充立候補を行うことができるという仕組みになっております。

ちなみに、議員の選挙の場合につきましては、選挙期日の延期というものはございませんで、それぞれ補充立候補届出期限までに候補者が死亡し又は辞したものとみなされたときに、補充立候補を行うことができるというふうな制度になっているわけでございます。

なお、補充立候補の制度の期日の推移についてでございますが、特に、地方選挙につきましては、公職選挙法の制定が昭和25年でございますが、そのときに基本的に今の制度設計になっておりまして、その後、途中公選法の昭和31年の改正で、町村の選挙につきまして、補充立候補届出の期限が期日前3日から期日前2日に延ばされている以外は、基本的な枠組みというのは変わっていないという制度の推移になっているところでございます。以上が基本的な補充立候補制度の関係になっております。

次に、補充立候補が行われた事例についてということでございますが、資料5をお願い

たします。補充立候補が行われた事例、その前提といたしまして、立候補届出日経過後に候補者が死亡し又は辞したものとみなされたという場合が生じたときということでございますが、地方選挙につきましては、統一地方選挙について、統計的に把握をしたものがございましたので、そちらのほうから作成した資料でございます。

統一地方選挙について、選挙の執行年、左側になっておりますが、昭和30年、昭和34年、昭和42年のときに、一番右側の欄になりますけれども、補充立候補の事例があったという資料になっております。なお、昭和30年、昭和34年につきましては、辞退者等というところの数字が非常に大きくなっておりますが、これは、公職選挙法の37年の改正以前につきましては、選挙期日の前日まで立候補の辞退が、制度上可能であったということございまして、そういった制度でありましたために、辞退者等が非常に大きくなっているということでございます。

昭和37年の改正以降、したがって昭和38年以後の選挙につきましては、基本的には立候補届出の期間内にしか辞退はできないという制度になりましたので、辞退者等の数字というのは非常に小さくなっているということでございます。ごらんいただきますと、死亡者、辞退者等の状況につきましては、ごらんいただいた表のような状況というようなことでございます。ちなみに、統一地方選挙では、昭和42年以降、補充立候補の例はないということでございます。

さらに1枚おめくりをいただきますと、今度は国政選挙の関係について補充立候補が行われた事例についてまとめたものでございます。こちらにつきましても、選挙の記録が残っておりますので、そちらのほうから作成をしたものでございます。国政選挙につきましては、地方選挙と比べましてもあまり事例は多くないわけでございますが、やはり昭和28年、昭和30年のときには、これは死亡者と辞退者等の区分がわかりませんが、地方選挙のときにご説明しましたとおり、立候補の辞退の制度が若干今と異なっていたので、数字が大きくなっているものと思われまします。地方選挙に比べまして、死亡者それから辞退者等の事例も傾向的に少ないのではないかと見てとれると考えております。

以上が補充立候補制度の関係の論点について、ご参考にしていただく資料でございますが、最後に資料6でございます。

研究会の検討事項で「その他の事項」ということで、「首長選挙において、法定得票数以上の得票者がなく当選人が定められなかった場合における再度の投票のあり方について」、ということでございますが、こちらはいわゆる決選投票制度についてご説明をさせていた

だく資料でございます。決選投票制度につきましては、昭和27年の公選法の改正で廃止をされておりますが、その廃止前の決選投票の制度についてごらんいただくものでございます。

「1 昭和27年廃止前の決選投票制度の概要」ということで、まずこの決選投票の選挙の事由でございますが、地方公共団体の長の選挙で法定得票数、当時は有効投票総数の8分の3でございました。今現在は4分の1ということになっております。当時は8分の3以上の得票者がいない場合について、当選人が定められないということで決選投票に行くということでした。決選投票の候補者でございますが、1の(2)でございます、「有効投票の最多数を得た2人」というようなことで上位2人の決選投票でございました。候補者が辞退した場合については、その次の得票者1人を繰り上げて、決選投票の候補者とするという仕組みになっておりました。投票期日につきましては「当選人がない旨の告示の日から15日以内」ということで、選挙運動の期間等につきましては5日間とされておりました。

また、親選挙との関係でございますが、「親選挙の争訟の結果、親選挙が無効となり又は親選挙について当選人が定められた場合には決選投票の当選は無効」ということで、あくまで決選投票は、もととなりました親選挙に付随するものという位置づけがなされていたということでございます。

2のところでございますが、この決選投票制度については昭和27年に廃止をされております。廃止をされた理由でございますが、ほとんどの決選投票の場合につきまして、第1回投票の最多得票者が決選投票でも最多得票しており、実益に乏しいということ。それから、決選投票とはいえ、選挙をする以上は多大の経費を必要とするということから、法定得票数8分の3を4分の1に引き下げるといふこととあわせて廃止されたという経緯があるところでございます。

事務局のほうからは以上でございます。

【蒲島座長】 はい、どうもありがとうございました。時間が思ったよりもたくさんありますので、なるべく全員の委員の方からご意見、ご質問を承りたいと思います。順番はどなたでも結構ですけれども、今の事務局からの説明を聞いて、何かご意見がございますでしょうか。

では、只野先生。

【只野委員】 実はこれまで、全く考えたことがなかったものですから、どうしたもの

かというふうに思っております、特に今回、たまたま有力候補が倒れたということで大きな問題になったような感じがするんですが、いろいろなケースが考えられると思うんですね。どこかでやはり線を引かなきゃいけないという問題だと思いますし、候補者間の平等というようなこともありますので、なかなかうまい解決というのは見つかりにくいのかなと、そんな印象を持っております。

【蒲島座長】 それでは、大竹さん、いかがですか。

【大竹委員】 今、お話がございましたように、今回の場合は、極めて有力な候補が銃撃で亡くなったということで話題になったんですけども、例えば先ほどの資料5で過去の事例がございますが、その中で国政選挙を見ましても、直近の2回、平成8年、あるいは昭和61年、この当時は補充立候補がなされていますけれども、昭和55年のときもあれでしたけれども、そのときにもし、これが期日前3日以内であったらどうなのかという今回のような問題点について、あまり問題意識というか問題提起がなされなかったという記憶があるわけです。したがって、国会議員あるいはマスコミのほうにも、議員選挙と首長選挙って違うのかなというふうな、一つの頭の切りかえ方があるのかなという感じも若干しております。

要するに、選挙と言いますのは、関係者として候補者がいますし、有権者がいますし、執行する選挙管理委員会がございますので、その3者の側面からそれぞれ、場合というかメリット、デメリットを分けて考えていく、そして総合的に判断していく必要があるんじゃないかなと考えております。

国政選挙のときに、そういう問題意識がなかったということは、多分国会議員自身が、例えば地方の選挙で行われていますような期日の繰り下げとか、そういうこと自体を想定していなかったのかなという感じも若干しているわけです。

もう1つは、平成8年は小選挙区ですけど、それ以前は中選挙区でございましたものですから、その辺も若干違うのかなという感じがいたします。

幅広に、選挙によっていろいろな考え方があるんじゃないかということ、それをつぶしながら検討していく必要があるんじゃないかと考えております。

【蒲島座長】 長崎市長選での事件に引きずられてしまうと、全体的な、コスト・アンド・ベネフィットの視点を失う可能性もあるわけですね。これだけを局所的に治療しようとする、全体的なこれまで何でもなかったことも忘れられてしまうという感じもしますけど。

ほかの方は、米さんいかがですか。

【米委員】 今まで、東京でも、あまりこういうことを想定していなかったものですから、今回の補充立候補までは3日前ですので、何とか対応できるんでしょうけれど、例えば期日前日までにになったときに、期日延長とかいろいろな問題が出てきたときに、実務的になかなかいろいろな投票所とか会場とかを確保する面もございますので、その辺のところも一緒に考えたときに、さまざまな問題が出てくるなということは考えたんですが、その中で、まずその補充立候補の制度は、確かにぎりぎりまで受け付けられるようにすればいいのかと思いますけれど、その先のいろいろなことの問題も含めて影響することは大きいと思いますので、その辺の問題点もいろいろ出しながら、当然のことだと思いますが、やっていかなければならないのかなと思います。

【蒲島座長】 小島さん、いかがですか。

【小島委員】 今、大体米委員が申し上げたようなことに関連しますけれども、実務的に今の3日前であっても、それまでの間に本籍地照会をし、住所地照会をして、その立候補した方の資格要件について確認する作業、それが果たして投票日の翌日なり即日に行われた選挙会の日に間に合うのだろうかとか、そういう物理的な側面も十分考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、延長した場合につきましては、現行制度でも5日間の延長があるわけですが、その場合、日曜日に投票しているという前提からしますと、選挙期日が平日にならざるを得ないと。そうすると、平日になりますと、全国の市町村の選管は、大体小中学校、公立学校、それからいろいろな公民館ですとかそういうところを使っております。その確保ができるのかどうか、そしてまた従事者、役所の人間を使うケースもありますし、川崎市のように市民従事者をお願いしているところもございます。そういう方たちが、果たして工面できるのかどうか。そしてなおかつ、何と言っても、有権者のための選挙制度ということを考えますと、期日が延期した場合の周知ですとか、そういったものが徹底できるのかどうか、そういったこともいろいろ考えていかなければいけない、しなきゃいけないというふうに思っております。

それから、期日周知も当然なんですけれども、いろいろな契約の変更等もございますし、私のほうでも、細かいことはまだ申し上げませんが、多々いろいろ検討していくべき内容がたくさんあるというふうに思います。

ですから、選挙期日を延期し、なおかつ期日の直近まで届出を受け付けるというのは、

全くそのとおりだと思うんですけども、かといって実務的にどうかという観点もござい
ますので、そういったところでどの辺で調整するかということを検討していく必要があろ
うかと思えます。

なおかつ、我々みたいな政令指定都市は、行政区の選挙管理委員会がござい
ます。川崎市には7つござい
ます。それから、一般の市町村の場合もあるし、それも県庁所在地のよ
うな大きいところ、それから中核市、そして町村、そういったところの環境が全く違いま
すので、そういったところもあわせていろいろ検討していく必要があるのかなというふう
に思っております。

実務的にはかなり、現行制度の中でも厳しい側面がありますし、先ほど米委員が申し上
げたように、やったことがなかなかないものですから、我々には実感がないんですけども、いろいろ検討すべきことがたくさんあるというふうに思えます。

ただ、候補者の選挙運動期間もある程度確保しないと、有権者が投票するに際して何に
よって判断したらいいのかと。今回のようなケースですと、新聞報道等でいろいろと取り
上げられたわけでございますけど、これが小さい市町村の場合、なかなかそうもいかない
といったときに、いろいろ選管として有権者の皆さんに選挙公報も発行できない、選挙公
営もほとんど行われないうままで、補充立候補した方の選挙運動がほんの短期間行われると
いうことがありますので、そういった側面もどう考えていくのかということで、いろいろ
検討する必要があるのかなというふうに私は思っております。

【蒲島座長】 玉置さん、いかがですか。

【玉置委員】 今、川崎市の選管の方が言われたのと同じように、もし投票期間が5日
間延びるとすると、普通の日になりますので、投票所を私ども83カ所あるわけですけれ
ども、それが借りられるのかどうかというのは非常に難しい問題があると思えます。ま
た、補充立候補で3日前までに新たな候補者が出てきた場合に、先ほど言われましたよう
に、選挙公報もちろん発行できないし、それから公営掲示板なんかも、船橋も644カ
所あるわけですけれど、その数が足りれば一番いいわけですけれど、候補者が区画より多
くなった場合は、非常にやっかいな問題になってくるというふうに思っております。

【蒲島座長】 今、選挙管理のほうから、さまざまな問題点が指摘されましたけれども、
有権者側の権利という面では只野先生、どうですかね。

【只野委員】 そうですね。今、ちょっとお話がありましたように、ある程度運動期間
を確保するという事は、どうしても必要なんだろうと思うんですね。投票日前日に立候

補されましても、なかなかどういう候補者かわからないというのと、もともと運動期間自体が十分長いかどうかという問題はあると思うんですけど、現行ですと、これは3日前ですから、3日間で十分かと、さらにそれを縮めたらどうなるかというような問題が、多分あるんだろうなというふうに思います。

【蒲島座長】 私が全体的に見てみると、解決策が延期か短縮かという2つしかないのかなと。もっと違う、この2つしか解決策がないとなると非常に難しい問題だなと。それに選挙管理上の問題あるいはコストの問題が入ってきて、変数が3つと。それだけでいいのかなという観点から、いかがですかね、選挙部のほうの。あまり経験がないだけに、急には言えないでしょうけれど。

【久元選挙部長】 正直に言いまして、まずこんなことはないような話だったんですが、しかし、世間の受けとめ方は非常に衝撃的な事件だったということで、これは制度の欠陥と決めつけるわけにはいかないにしても、何か釈然としないという思いをかなりたくさんの方が持たれているわけです。そこで、今、座長がおっしゃいましたように、短縮か延長かしかないのか、あるいは、同じようなことをお返すのはまことに恐縮なんですけれども、もうちょっとそれ以外の方法があり得るのか、あるいは違う、ほかの制度との整合性を勘案しながら、全体をもう少し見直すのか、を検討していただきたいという趣旨です。基本的には戦前からずっと同じ制度で来ているわけですが、大臣からもお話がありましたように、かなり情報伝達手段が昔とは違うわけですから、こういうことが起これば、選挙公報を発行しなくても、メディアが補充立候補した人の政見を詳細に伝えるのかどうかは疑問があるにしても、人柄みたいなものはかなり伝わるといふ面もあるわけで、そういうことも考慮する必要があるのかないのか、そんなことも含めてご論議いただければと思っております。私ども、正直に言いまして、初めから何かこういう方向があり得るのかという幾つかの選択肢みたいなものを、実は最初から用意できているわけではありません。

もし延長する場合には5日ということになりましたら、平日に選挙するということがほんとうにできるのかということは現行制度でもあるわけです。ですから、平日に選挙になるという現行の制度でいいのかどうかといったようなことも含めて、まさにご論議いただければと思っています。

【蒲島座長】 今回の選挙部長の示唆される場所は、もし延期するとすれば5日ではまずいと、日曜日しかできないということですね。

【大竹委員】 そこは難しいですね。今、町村の場合には、そもそも運動期間が5日間

ですから、補充立候補したらそれより長くなるというのも変な話ですね。

【蒲島座長】 1つだけ事実関係でお聞きしたいんですけれど、資料5で、過去に経験として死亡者が多く出ていますね。それで補充立候補がゼロですよ、昭和46年から。これはどういう理由なんでしょう。結局、死亡したのは非常にメジャーな候補者ではなかったということですかね。

【嶋補佐】 事務局のほうからでございますが、実はその理由というのは、申し訳ございませんが把握をすることができておりません。結果的に記録が残っておりますものを見てみますと、死亡者がございましたが補充立候補はなかったというようなことで把握をしていると。

【田口選挙課長】 おそらく、議会議員の死亡ですので、長でないからということもあるのかなという推測はするんですが、平成7年だけが町村長でしたっけ。

【嶋補佐】 お手元の資料で、昭和38年以降すべて議会議員でございますが、平成7年だけ町村長という形で入っています。この平成7年の町村長の事例は、長崎県の、もう壱岐市というところに合併しておりますが、壱岐の勝本町の町長選挙であった事例でございます。事例としましては、現職の町長と、それより前に元職であった町長、それから新人ということで3者が争っていた選挙で、元職の元町長さんの候補が亡くなられたという事例でございます。補充立候補はなかったということで、当時の新聞記事などを見る限り、記録には残っておりません。

【蒲島座長】 先ほどから、選挙管理上の問題がかなり難しいという話が出ていますけれど、それも現況でも大変だということですかね。

【小島委員】 まあ、経験がないもので実感がなかなかわきにくいんですけれども、3日前であってもかなり厳しいというか、やるべきことはやらなきゃいけないんですけれども、きつきつかなという感じはいたします。先ほど申し上げたような、本籍地への照会ですとか、いろいろございまして、そういったものが返ってこない、当選人決定に至れないということになりかねませんので、そういう手続等がどうなっちゃうのかなという感じで心配はしております。延期しない場合ですけれども。

延期につきましては、先ほど来言っていましたように、やはり急なことというふうに認識するのか、もう全国の選管が、そういうことはあり得るということで、予備的に認識して投票所等を確保するのかとか、従事者を確保するのかによって異なってくるんですけれども、99.99%起り得ないようなことですので、その辺をあらかじめ用意するという

のは難しいかなという感じはいたします。

いずれにしても、今の制度の中でもかなり厳しい、今まで制度があってもやっていないからいいんですけれども、やったということになりますと、どうかなというのがあると思うんです。ちょっと抽象的な話なんですけれど。

【蒲島座長】 今、2つ出てきて、延期か短縮かというすると、管理上はどちらが大変ですか。もちろん両方大変だと思いますけれど。あくまで仮定の問題ですけれど、どうですかね。

【玉置委員】 私も、そのことを考えて選挙をやったことはありませんけれども、いずれにしてもかなり大変、ほんとうに想像できないようなことが起きてくるんじゃないかと思うんですが、私も、補充立候補は経験ありませんので…。

【小島委員】 経験はないんですけれども、いろいろ整理してみますと、一般の補充立候補それから延期した場合の事務処理で、どういうことがあるのか、どういうことをやらなければいけないのかということ整理してみたんですけれども。ちょっと言葉で説明するとかなり長くなりますけれど、いろいろなことをやらなければいけないというのがあります。

何と言っても、この選挙制度は、我々の実務的な観点も当然そうなんですけれど、有権者の皆さんにどうやって延期したことをお知らせして、間違いなく投票所に足を運んでもらえるのかという周知の問題。今、いろいろ新聞ですとかインターネットですとか報道が発達していますから、知り得るというふうに思うんですけれども、有権者への周知を一番にすることが基本であると思います。投票所入場券もそのままの日付ですし、その日付が変わるということで、かなり混乱を来す可能性はあり得るのかなという感じはしています。ですから、混乱を来さないようにするためにはどうしたらいいのかということを検討しなければいけないと思うんですけれど、そういう側面がいろいろございます。

うちのほうでいろいろ整理してきて、また機会があれば資料として出させていただきますけれど。いろいろやるべきことをつぶしていけないといけないということになるかというふうに思います。

今の補充立候補につきましては3日前、町村が2日前ということなんですけれども、では前日にしたらどうなんだとか、そういうのはなお厳しい側面というか、いろいろ検討を要する側面があるのかなという印象を持っております。

【蒲島座長】 例えば、前日にしたらどうなるんですか。

【小島委員】 前日まで立候補を認めて、延期がないとしますと、もう選挙運動そのものがない。要するに、前日の午後5時までに立候補の届出をしなければいけないということになりますので、4時ごろ来たときには、これはもう何の選挙運動もない、そういう事態の中で投票に至らなければいけないというのがあります。

それから何と言っても、候補者に関する住所地への通知、照会、それから本籍地への欠格事項ですとか重複立候補ですとか、そういった照会をして、果たして翌日ないし翌々日までに届くのかとかですね。それから補充立候補する方たちの絶対的必要要件となります、戸籍の謄本ですとか抄本、それから供託物がまず用意できるのかとか、候補者サイドのほうにもいろいろあるかと思うんです。ですから、死亡したからといってすぐ補充立候補しようと思う方もいるかもしれませんが、間際まで考えあぐねて、どうしようかという人もいるわけですし、そういったいろいろなものが整わないおそれもあるのかなというふうに思うんです。ちょっと雑駁な話なんですけれども。

ですから一応、延期というものを視野に入れないとどうかなという感じがするんですけど。延期の幅も町村の場合、今、選挙運動期間自体が5日間なので、それ以上にするというのもおかしいものだから、いろいろあるわけですけども。まず、延期をするというのが1つの解決策になるのかわかりませんが、補充立候補期間を短縮するよりも、延期して一回仕切り直したほうが、実務的にはやりやすいのかなという感じはいたします。仕切り直しを何かするような感じ。

【蒲島座長】 米さん、どうですか。

【米委員】 まさに、今、小島委員が言われたことが1つあると思うんですが、それと、補充立候補の期間を、3日のところを町村と同じに2日までぎりぎりにして、とりあえず期間を延長しないでやるという方法も、確かに1つあると思うんですが、それでもいろいろ支障があると思うんですけども、こういうふうに、今、世論がなったときに、研究会を設置したときに何かを求められているところがあるわけですので、そういうところも少しでも皆さんがあれですけど、まず少しできるところからでも議論をしていって、日にちを一週間延ばすというのかなりきついと思うんですね。ですから、受付の日をとりあえず一日でもずらすとかという方向でも少し、全部、期日延長と補充立候補の日をセットじゃなくて、とりあえず別々に考えてみて、当然一緒の話なんですけれども、立候補受付をする日にちを、とりあえず1日ずらすというの1つの方法かなとは思っていますけれども。

【只野委員】　そうですね、町村の場合2日というのは、これは選挙区の規模が小さいということなんでしょうか。

【嶋補佐】　経緯については十分に調べ切れていないところがございますが、そこはおそらく、今おっしゃったような町村の一般的な区域というのが、比較的小さいということに起因しているのではないかとこのように今のところは推測をしています。

【只野委員】　それから、そもそもという範囲に戻ってしまうかもしれませんが、今回一番問題になったというのは、有力候補がない中で選挙が行われると、ありていに言うところということだというふうに理解してよろしいでしょうか。もちろん、不在者投票なんかが無効になってしまうという問題も付随してあると思うんですが、これはある程度やむを得ない部分があると思うんですけれど。

【嶋補佐】　いろいろ、そこも含めてご議論をというふうなことで考えていましたが、新聞報道などで指摘をされている論点といたしましては、総務大臣のお話したその中にもございましたが、まず補充立候補をすることができる期間と申しますか、期限というのが、市長選挙であれば選挙の期日で3日前までに限られている。その3日前を過ぎてしまえば、候補が亡くなって、2人以上が1人になる場合は延期になって再度補充立候補できるんですが、そうでない、例えば3人が2人とか、4人が3人の場合には補充立候補が認められない制度設計になっておりますので、それについてどうかという指摘がなされているということ。

あと1点は、不在者投票、期日前投票の関係について、候補者が亡くなってしまった場合につきましては、死亡した候補についての期日前投票、不在者投票につきましては、候補者でない者に対する投票という形に整理をされますので、すべて無効票になってしまうということについて、選挙人の意思ということを考えるときにどうかという指摘が大きくされているところだと、新聞報道とかを考えますと思われる。

【只野委員】　不在者投票とか期日前投票が無効になってしまうという問題は、多分選挙をやり直さないと難しいんでしょうか。

【嶋補佐】　現行ですと、特に期日前投票につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日まで、実際に投票箱に投函をしていただくような形で投票しておりますので、投函されてしまいますとそもそも当然であります。だれにだれが投票したかというのを後で区別することはできませんので、そのところを区別して、その人だけやり直すということとは、事実上不可能に近いということだと思います。

【蒲島座長】 でも、今のご説明と、それから大臣のコメントを考えると、短縮したところで同じ問題は起こるわけですね。例えば3日を2日にしたところで、やっぱり同じ問題が起きて、1日前でも結局起こり得ますよね。

【大竹委員】 ですから、短縮する場合でも物理的に、例えば投票日の前日まで立候補を認めるということは、選管の執行体制からいってもほぼ不可能。今の2日というのでもできるかどうかという感じだと思いますね、町村を見ますと。したがって、短縮と言っても短縮にはおのずから限度というものがあるんじゃないでしょうか。その場合、短縮した後に死亡した場合の取り扱いはどう考えるのかというのは、やはり大きな問題になってくると思いますね。

ただ、今回の伊藤市長の死亡が、補充立候補期間でよかったんですけども、もしあれが金曜日、土曜日に亡くなっていた場合に、いや制度がそうになっていますで済まされるのかどうかという問題ですね。絶対的な本命と言われている首長が、前日あるいは前々日に亡くなって、補充立候補は認められない、どちらかという当选の可能性が極めて薄い方がだれか当选してしまうというシステムが、いいのかどうかということですね。

【蒲島座長】 それから、その場合大量に白票が出るでしょうから、そうするとそれは有権者のほうからすると、この選挙そのものを認めたくないというふうな状況になりますね。それからもう1つは、決選投票ではないけれども、法定得票数が得られない可能性がありますからね。

【大竹委員】 そうですね。ただ、その場合でも有効投票の4分の1ですから。それは全部無効票で飛ばされますので。

【蒲島座長】 ああ、飛ばされてしまう。そうですね。今言ったように1つは期日前投票に対する不満と、それから、有力候補が亡くなったとき、どれほど短縮しても問題は起こり得るといようなことを考えると、どちらかと言えばウエートとしては、やり直しですかね。

【大竹委員】 その辺の組み合わせというものを、ある程度考えざるを得ないのかなという感じが私はしておりますけれども。

【蒲島座長】 組み合わせは何かありますか。

【大竹委員】 ですから、補充立候補で対応し切れるときには補充立候補で対応すればいいんですけども、それ以後の場合ですね。補充立候補もきかなくなってきた場合について、今は1人になった場合だけ延長していますけれども、それでいいのかどうかという

問題。補充立候補期間後に立候補者が欠けた場合については、延ばしてしまうのかということですね。

【蒲島座長】 例えば、逆のケースは考えられますか。今、有力でない人が例えば亡くなったとします。そのときに、制度を変えたために多大な問題が起こるということが考えられますね。

【大竹委員】 それは、当然あると思います。

【蒲島座長】 それに対して、批判が起こってくると。逆の意味ですけども。

【久元選挙部長】 そこが一番難しいところでして、有力な方が亡くなった場合でもそうでない方が亡くなった場合でも、中立的な制度であるということは、多分必須だろうと思うんです。そうすると、短縮するかどうかは別にして、追加して補充立候補がもう認められなくなった後は、現行どおり選挙をやってみて、いやもう単なる思いつきですけども、その結果が著しく不合理な場合という要件を何か抽出できるかどうか、その場合の再選挙というような方法もあり得るのかとか。全く抽象的に考えますと、そういうことは選択肢になるのでしょうか。大量に白票が出ているとか。

【蒲島座長】 例えば、その白票の数え方になるんでしょうけれどね。

【久元選挙部長】 その無効票の割合というものが、ものすごくアブノーマルなものであるといったようなとき、それを再選挙の理由として、全く新しい考え方で成立し得るかどうかと。

【蒲島座長】 有権者が再選挙を求めていると解釈するわけですね。もう1つは、これからの地方選挙も町村合併して大きくなっていくと思うんですけども、意外と政党化が進むような気がするんですね。政党化というとおかしいですが、政党の推薦なり公認なりが進むとすると、政党要件みたいなものは何か取り入れられないですかね、それは無理ですかね。

【久元選挙部長】 かなりハードルが高いのではないかなという気がいたします。

【蒲島座長】 きょうはフリーディスカッションですので、田口さんもどうぞ、門山さんも。

【田口選挙課長】 実務面とか技術的な面でいろいろな選択肢とか、問題点があると思うんですが、理念といいますか、哲学といいますか、選挙を告示して立候補を受け付けて、一定の期日に選挙、投票をするという大原則が、まずそこにあるわけですね。

その中で、最初1日目の立候補受付以外に、途中で死んだときに補充立候補を認め、最

後にどうしても1人になったときに、おそらく無投票を避けるために選挙期日を延期するという仕組みがあると思うんですが、現行制度が、じゃあ、何で2日前と1日前を、1人になったときだけに限って延期するようにしているのかと。その前の期日前3日までは候補者が死んだら、補充立候補はどんどんいらっしゃいと。しかし、2日前と1日前は1人になったときに限って5日延期するというようにしているわけですから、何がしか現行制度は現行制度なりの、補充立候補なり選挙期日の延期に関する、あるいは選挙期日というものに関する、何かそれなりの哲学がちゃんとあるのかないのか、我々自身がほんとうはもう少し深追いができておればよかったんですが、ちょっと表面的な解説しか見つかっておりませんので、問題提起だけで申し訳ないんですが、何かその制度的なあり方論といますか、考え方論でも、ひとついろいろとご議論いただけたらなという感じもいたしました。

【蒲島座長】 門山さんはどうですか。

【門山審議官】 ちょっと十分勉強していないんですが、選挙当日、投票が開始された後に、最有力候補が亡くなったときというのはどうなるのかという極端なケースを考えますと、それで選ばれた選挙結果の正当性はどうかというような議論が、一番極端な話としてあるのではないかと思うんですけれども。そうなったときというのは、多分選ばれた人はみずからやめて、再選挙か何かしか手段はないのかなというふうに考えますと、あとは戻れる日が1日なのか、2日なのか、3日なのかは、結局技術的に決めるしかないのかなという程度しか今のところ考えられません。

【大竹委員】 今の制度では、当日亡くなってしまえば、その方が最多得票であれば当選人死亡ということで再選挙ですね。

【田口選挙課長】 当日、午前7時の投票開始後に亡くなった場合には、その人の名前を書いた投票は、有効票ですね。その方が最多だったら、その人を一回当選人に決めて当選人が死亡者であるからということで、もう一回、再選挙になるんですかね。

【門山審議官】 そのアナロジーは考えられるんですか。

【大竹委員】 ですね。極端な場合は7時以前ですね。7時以前に亡くなった場合ですね。

【門山審議官】 すると、それがどこまで戻るかという考え方もあり得るかもしれないと。

【田口選挙課長】 どこまでさかのぼって再選挙的なことをするかどうかという意味で

すか。

【門山審議官】 すいません、ちょっと全然正しく認識していないで話をしましたけれど。それでいきますと、何日前までに亡くなったときはそのまま開いて、再選挙という選択は果たしてあるのかどうかということもあるのかもしれません。

【蒲島座長】 この研究会の難しいところは、そういう局所的な問題でみんなの不満が高まっているのに答えなきゃいけないけれども、よく今の制度を調べてみると、それなりに合理的にできていて、変えるコストも大きいというのがわかりました。

それから、世間一般、政治家の人たちの認識と、変えるべき「のりしろ」がちょっと少ないという印象がありますね、勉強すれば勉強するほど。

【只野委員】 どんな候補が亡くなっても同じ対応をしなければいけないということで、例えばさっきの届出期日の延期とか再選挙というのは、すべての場合にやらなきゃいけないということになる、つくるとすると。

【田口選挙課長】 多分皆さんのキーワードは、選挙民の意思をどこまで尊重するかというキーワードなんだろうけど、さっき部長がおっしゃられたように、本命候補かそうでない候補かによって選挙民の意思という、同じ言葉を使っておっても、言っている意味がかなり違うと思うんですね。期日前投票を無効にしちゃうと言っても、有力候補は生きていてそうでない候補が死んだときに、有力候補に入った期日前投票を全部ちゃらにすると言ったら、それこそまた選挙民の意思に反するんじゃないかと、多分皆さんがおっしゃるんだと思うんですね。ですから、選挙民の意思と言いながら、シチュエーションによって全然180度違うことが想定されるので、なかなかそう簡単なことではないかなという感じがするんですけどね。

【蒲島座長】 それからこの結果を見て、過去の事例を見てみると、議会選挙についてはそれほど問題ないですね。首長の選挙が問題になっています。でも、首長の選挙で変えたらやっぱり議会のほうも変えなきゃいけないのかという、その連動性の問題はいかがですか。峻別できますかね、大竹さん。

【大竹委員】 現行制度も、やはり首長と議員とは仕分けしているわけですね。現行制度も多分考えられるのは、できるだけ補充立候補というのは認めましょうと。ただ3日あるいは、町村の場合は2日ということで切って、そこまでは認めるけれども3日前あるいは2日前になってしまうと、それ以上補充立候補を認めると今度は選挙の管理・執行ができないという観点から、3日あるいは2日という制限を設けているんだろうと思います。

それでも、首長選挙については1人になった場合、これはどうしても無投票当選を避けるという意味で、首長選挙に限っては選挙期日の延長という手法をとっていると思うんです。そこはやはり法律の考え方として、首長選挙と議員の選挙とは違うという認識があるのではなかろうかというふうに思っております。

首長さんは独任機関ですのでね。議員さんの場合は、あくまで議会の構成員ですので、議会としての意思決定をしていく一員ですから、まさにオンリーワンを決める選挙と、議会の構成員を決める選挙とは、やはりここのところは仕分けしているんじゃないかな、考え方を分けているんじゃないかなという感じはしますね。

【蒲島座長】 だから、この委員会の結論を何か出すとしたときに、峻別していいわけですね。国会議員も含めて全く議会のほうは問題ないんだと。首長だけやるんだというふうに、そういう峻別をしては……。

【大竹委員】 できるんじゃないかと思います、私は。

【久元選挙部長】 小選挙区は延期しないの？ 衆議院の小選挙区は。

【田口選挙課長】 ええ、しません。

【蒲島座長】 でも、衆議院の小選挙区では同じことがあり得ますよね。

【久元選挙部長】 そうですね、はい。

【田口選挙課長】 そうですね、議会が。

【大竹委員】 しかし、そこはやはり首長と議員の違いじゃないでしょうか。独任機関と合議体の一員としての違いじゃないでしょうかね。

【田口選挙課長】 おそらく議会の場合には、県会議員選挙なんかを想定しますと、特定の選挙区だけ投票期日を延期して行うということはいかがなものかということと、今、大竹委員がおっしゃったように、首長は独任制の機関ですので、その人か別の人かで地方公共団体の命運を左右してしまうところがありますけれども、議会のほうは合議体ですので、その辺の影響は相対的には小さいのではないかという考えも、あるいはあったかもしれません。

あと、おそらく衆議院の場合には、小選挙区・比例代表並立制という制度をとっていますので、特に、ある比例ブロックの中の特定小選挙区で、もし延期をした場合には重複立候補者が想定されますから、その比例ブロック全体の当選人決定が投票期日の延期によって遅れるということが、なかなか受け入れがたいということも、結果としてはあるんじゃないかと思われます。まだ、ちゃんとした整理ができておりませんので、ざっくり申し上げ

げて恐縮ですが、そういう点はあると思います。

【蒲島座長】 只野先生、憲法学の立場からはどうですかね。

【只野委員】 そうですね、憲法からどちらって言うのはなかなか決めにくい感じがいたしますが、やっぱり分けることには合理性があるような気がいたします。それから補充立候補とか投票期日の延期ということ自体、かなり例外的なものですので、特に必要な場合に限るということでもいいのかなという気がするんですが。

【蒲島座長】 せっかく、オブザーバーの方も来ていらっしゃるので、ご意見をお伺いできたらと思います。

仲道さん、いかがですか。

【仲道オブザーバー】 今、先生方の意向をいろいろとお聞きしながら勉強していると、ころなんですけれども、延長するにしても短縮にしても、いろいろな問題があるのかなというように思っています。第2回的时候に長崎市の選管さんからのヒアリングもあるようですので、その辺の延長、短縮、それぞれいい面、悪い面、問題もあるようですから、ちょっと一回整理して、長崎のヒアリングの段階でその辺の現状などを聞いてみるのがいいのかなというふうに、個人的には今先生方の意見を伺ってということで、きょうは勘弁していただきたいと思います。

【蒲島座長】 小堺さん。

【小堺オブザーバー】 今、委員の皆さんからもいろいろご意見があったように、補充立候補を考える場合には、定数1の選挙ですね。その場合に今大きな問題が実は生じてまいりますので、その定数1の選挙、国政選挙もそうなんですけれど、衆議院の小選挙区がありますので、そういったようなものも視野に入れて、定数1の選挙について生ずるいろいろな問題点の整理をしてみるということ。

それから、議員の選挙の場合には複数の当選人がおりますので、その場合に補充立候補制度を、どういうふうに定数1の選挙の場合と区別して考えたらいいか、この辺のところを自分は、整理をしておくことが議論を比較的進めやすいのかなという気がしております。

定数1の場合には先ほど大竹委員もおっしゃったように、選挙というのは候補者、有権者、それから選挙の事務面を管理するこの3者のそれぞれの立場もございますので、補充立候補期間を、3日を仮に2日にした場合に、候補者サイドからするとかなりシビアだろうと思うんですね。自分の政見を有権者に伝えるにはかなり時間的な制約を受けると。例

例えば知事選ですと17日間選挙運動がありますので、それ以前に立候補したほかの方は極端な話、みんな14日間の選挙運動をやっているわけですよ。当然政見放送もやるし、選挙公報も出ているし。で、補充立候補で立候補された方は、ほとんどそういう手段がないという状況の中で、果たして候補者間の平等という点で、どうなんだろうかと。今の補充立候補制度自体にも、実はそういう問題があるんだろうというように思います。

それから有権者にとってみても、今回のような衝撃的な事例でいろいろな関心が高まったから、正直言ってあれだけのことが有権者にも結果として周知ができたと思うんですけども、必ずしも補充立候補の状況が生ずるというのは、ああいった衝撃的な事件ばかりじゃなくて、極端な話、病死だってあり得るわけなので、そういう場合に果たして今回のような事例のように、言葉は悪いんですけども、有権者に次の身がわり候補の選択肢というものが、果たして今申し上げたような選挙運動期間の大きな差というものを考えると、どうなのかなというふうな気もいたします。

さらに、私どもは第一線の選管の関係者を持っておりますので、先ほど来お話がありますように、仮に前日まで補充立候補を認めるということになりますと、土曜日なんです。その土曜日に、極端な話なんですけれども、極めて手続的な話で恐縮なんですけど、供託ができるのかなど。当然、供託しなければ立候補はできませんので、実務的に見ますとそんな問題も出てまいります。

もちろん、投票所、開票所の準備とか変更というようなものも大変ですし、また、先ほど船橋の玉置事務局長が言われたように、首長選挙で用意しているポスター掲示場の面数、ここにしか選挙運動用ポスターは張れないという仕組みに実態上なっておりますので、そこで用意した面数が足りなくなって、補充立候補した方のポスターが張れなくなってしまった場合なんかどうするんだろうというような、事務的に見ますとかなり難しい問題が出てくるということもありますので、いろいろ申し上げましたけれども、定数1の選挙の場合、それから複数の定数の選挙というものと一応分けて考えて、今申し上げたような実務的な面も配慮していただけるようなご検討をしていただければというふうに思います。

【蒲島座長】 聞けば聞くほど、だんだん難しい問題が出てきますけれども。でも、研究会をせっかく開催するということですので、これを機会に、よりポジティブにいい方向にアイデアが出るといいですね。

【久元選挙部長】 全く、座長がおっしゃるとおりでして、非常に難しい問題なので、きょうはフリーディスカッションということなので、きょう出していただきました意見を

参考にして申し上げますと、公示または告示された選挙というのは、よほど例外的なことがなければそのとおりに行うことが必要で、選挙期日もむやみに変えるべきではないでしょう。補充立候補もさらに短縮すると、きょうさまさまに出されていますような、いろいろな弊害が起きてくると。

そうすると、そのフィールドで考えても難しい問題なので、思いつきで申し上げますと、例えばもう補充立候補の期限が過ぎれば、そのとおりに選挙をやってみて、最低投票率みたいなものを入れて、それまでその自治体で経験したことがない、それまでの最低の投票率よりも下回ったような場合には、それはその再選挙の事由として考えると、あるいは無効票が大量に出てきたなどという場合にそのことをどう考えるかといったような切り口は、全く意味がないのかどうかという気がしたんですけれど。

それは常識ではタブーみたいなものなんですけれども、起こり得ないことが起こったときの針の穴のような答えを探すときには、当然のこととして考えていた選挙の原則みたいなことも、多少、極めて例外的に変えることができないかといったような視点を持つこともあるのかなという気がいたします。

【蒲島座長】 今の、選挙部長のような状況というのを考えると、それも極めてまれな状況を想定しないといけませんよ。みんなが見てもこれは異常だと、これはどうかしないといけないというような状況のもとだったら、再選挙とかそういうふうな、結局、無効票のパーセントが異常に多いとか、その辺の価値判断をどこかに置かなければいけませんよね。そうすると、その問題になると結局、補充立候補だけの問題じゃなくて、もっと広がりがありますよね。そこまで我々は求められているんでしょうか、そこまでいいものかしらという。

【久元選挙部長】 ただ、当然この議論をしましたら、その周辺のいろいろな制度にもかかわってきますから、そこはタブーなくご論議いただければと思いますけれど。そうじゃないと、適切な答えというのは見出せないと思いますね。

【蒲島座長】 そうですね、この2つだけの変数じゃね、延期か、あるいは短縮かという。

【只野委員】 今の最低投票率のようなものを検討すると、やっぱり選挙の間で区別をするというのは、何となく難しいような感じもするんですね。例えば、議会選挙なんかについても、同じような議論が出てくるかなという気がするんですけれども。

【蒲島座長】 ただ、結果として出てこない可能性がありますよね。議会選挙の場合は、

あまりそういう状況が出現しない？

【只野委員】 起こり得ないという。

【蒲島座長】 起こり得ない。ただ、多分今度の長崎市長選挙の場合は起こり得るかもしれない。だから結果として見ると、例えば市長選挙でも議会選挙でも両方に適用してもいいけれど、起こり方としては市長選挙のほうが……。

【只野委員】 可能性は高い。

【蒲島座長】 可能性は。それを結局、探したらどうかという感じのほうが、今の選挙部長のご意見なのかなと。

きょうは、フリーディスカッションの時間が思ったよりもたくさんとれたのであれですが、我々自身も初めてこの委員に任命されて、今のところ、漂流して方向性をちょっとなかなか見つけがたいんですけれども。

【大竹委員】 無効投票率で見ていくというのも、アイデアとしてはおもしろいかもしれませんがね。これは一般的な制度にしないといかんですね。すべての選挙を通じて無効投票が何%だったら、それは再選挙をしなければいかんですね。おもしろいですよね、アイデアとしては。ただ、選挙としてそういうあれがあるのかな。

【小島委員】 よく選挙をやりますと、大分投票率が最近低いんですけれども、有権者の皆さんから若干苦情めいた話で、こんな低い、50%もいかないような選挙で選ばれて、果たしていいんだろうかと。選挙そのものが有効なのかとか、最低投票率の制度は選挙制度にはないのかとか、そういう問い合わせは若干ございます。現行制度の中ではありません、投票した人の中での相対得票率で当選人が決まりますというふうには、一応申しあげているんですけれど。

過去に、神奈川県でも、参議院の補欠選挙だったと思います、かなり昔の話ですが、投票率が18%とかで選ばれているというケースがあったりして、果たしていいんだろうかという議論が、必ず市議会議員の先生方からもそういうご質問を浴びせられたりとか、それはあります。あまりにも低い投票率というのはどうなんだろうと。市長選挙なんかは、特に最近、結論が決まったような選挙ですとかなり低い、50%もいかない、川崎市でも50%なんて超えていないわけですが、そうしますと、選ばれた市長さん自身が、絶対得票率が非常に低いと。ほんの数%で選ばれているということで、非常に気にされるということもあるのかなという感じがいたしております。

ですから、我々に求められているのは、投票率を上げろと。多くの有権者が参加するよ

うな啓発をしなさいと。そういうようなことを求められているんですけども、なかなか功を奏さないということがございます。とにかく投票率がなかなか上がりにくいというのが、現状だと思います。極端に十何%なんてそうあるわけではありませんけれども、でもそういうケースも国政選挙でしたけれども、神奈川県の川崎市で、補欠でしたけれどもありました。

今のところ、うちの市長選挙で投票率が一番低かったのは、29.29%というのはございました。それでも、有効に成立しているということだと。それは正常な選挙という位置づけでやりましたけれど、候補者の顔ぶれによってはもう結論が見えちゃっているんで、有権者は投票所に行かないというようなことがあるのかなと思います。

それから、最近選挙をやりますと、白票が多いということが傾向としてはちょっとあるのかなという感じがいたしております。極端に無効投票が多いというケースは川崎ではあまり経験しておりませんが、昔よりは増えているのかなというイメージがあります。調べてはおりませんが、そんな感じがいたしております。

【蒲島座長】 次の会議で、長崎市の選挙管理委員会からいろいろな問題指摘とか、実際に起こった問題だとかのお話を聞くわけですけども、あの白票が多かったことに対する市民の批判とか、期日前投票に対する市民の意見みたいなものが、多分当然寄せられているでしょうね。そういうのも聞いてみたいというふうに思います。

だんだん時間が少なくなりましたけれども、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

【米委員】 東京でも無効投票率というのがいろいろあって、まさに知事選挙なりの選挙でありますけれど、大体1%から多くても2%ぐらいだと思うんですね。今回、まさにこのケースですと7%ございますね、投票者数に占める割合。そういう中で、今、選挙部長がおっしゃったように、投票率、無効投票率というところからも、やっぱり全く考えてもいませんことを今お聞きしましたので、議論する中にそういうことも加えて、まさに無効投票率が多いと、後でまた再選挙の場合、選管とすれば実際選挙をやるとかなり大変な作業になると思いますけれど、有権者の意思を酌み取るということになると、そういうことも考えていかなければならないのかと思いますね。

【蒲島座長】 もし伊藤前市長が前の日に亡くなったと仮定して、そして残りの候補者と争ったとすると、想像を絶する白票が出てくる可能性がありますよね。

【米委員】 期日前投票は、かなりウエートは占めてきてます。選挙をやるたびに、期日前投票の全体投票者数に占める割合が増えてきています。ですので、期間が長くなれば

なるほど、無効票となるものが増えてきますので……。

【蒲島座長】 無効票と白票と両方が入ってくるわけですね。

【米委員】 明らかに、白票はもちろんですし、亡くなった方への投票というのも無効になりますので、これからその票のウエートがだんだん増えてくると思います。

【大竹委員】 今まで選挙で無効票に着目した仕分けはやっていないわけですね。無効票に何らかの意味づけを持たせるということになってきますと、しかし、何か今まで無効票をなくそうという形でいろいろなアプローチをしているわけですよね。そのところって逆に無効票を無効にしましょうという運動を多分やるわけですね。要するに、候補者を擁したところが補充立候補をできなくなった場合、その政党なり支持者は、無効票をいたしましょうという運動をやっていくわけですね。そういうのは選挙の中で、位置づけしていいのかどうか、若干の気持ちはあるんですけど。

【久元選挙部長】 それは当然だと思いますね。今、その白票というのも別に公選法上何も規定がないわけで、結果的に白票というのが生じているだけですから。そういうものはできるだけなくそうと。電子投票なんかもできるだけ無効票をなくそうということですから、そうなんです、極めて例外的に、泡沫か本命かという区別はできない中で、本命が亡くなった結果そういう事態が出来たと。極めてそれはほぼあり得ないような事態が起こる中で、例外的にそこに着目したというような仕分けができるかどうかというような……。

【大竹委員】 いや、そこですけどね。無効票に意味を持たせるとした場合において、候補者が死亡した場合にだけ適用するというのは多分無理だと思いますね。その無効票が一定程度に達したらその選挙は無効とする、再選挙するというのは、一般的な制度としてすべての選挙に導入していかないと無理だと思いますね。候補者が死亡したときだけ無効にするというのは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

【蒲島座長】 だから、結局何十年に一回ぐらい起こるようなときに、多分起こるようなそういう制度設計をしなければいけないというね。

【大竹委員】 実際に機能するのは、多分本命候補が亡くなったときしかないと思いますけれども、制度とすれば一般的な制度として、無効投票率が何%以上のときは選挙は無効、再選挙という仕組みに持っていくことになるんじゃないかならうかと思いますがね。

【久元選挙部長】 それは、一般的な制度として導入するしかないということですか。

【大竹委員】 そうだと思います。

【久元選挙部長】 補充立候補の期限を、その経過した場合に限定するというのは理由
は成り立たないと。

【大竹委員】 成り立たないと思います。当該選挙を否定するのに、要するに無効票が
多いことによって否定するという以上はどの選挙でも同じ話ですからね。

ですから、アイデアはおもしろいけれども、一般的な制度として導入するとした場合に
おいて、それを理解してもらえるかどうか、受け入れてもらえるかどうかという問題は出
てくるんじゃないかと思います。

【蒲島座長】 この委員を引き受けたときには、何となく答えがすごくあるような気が
したけれども、実際にやってみると、大変難しい問題だなと。今まで何も問題がなかった
というのはそれなりに合理性があったんですよね、ずーっと長い間ね。

【大竹委員】 それは、多分こういう事態が起きなかったからだと思います。

【蒲島座長】 ただ、できれば、制度設計をすれば、こういう事態が起こっても
十分対応できるような方策を、ここでは結論として出したいなと思っています。また、次
にこういう問題が起きたら、すぐ問題が起きて、不満が噴出するようなことがあってはま
ずいと、これだけの識者が集まって、というふうに思います。

きょうは、最初の日から非常に活発なディスカッションになりましたけれども、議長と
してこのあたりでフリーディスカッションの時間を終えて、事務局のほうに振りたくと思
います。

では、嶋さん。

【嶋補佐】 日程の関係で、1点事務局のほうからお願いをいたします。次回の研究会
につきましては、6月上旬あるいは中旬ごろで調整をさせていただきたいというふうに考
えております。ただいまお配りをしております日程表でございますが、先生方のご都合を
記入して、お教えいただけますようお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

【蒲島座長】 時間となりましたので、これで第1回目の補充立候補制度等のあり方に
関する研究会を終わりたいと思います。皆さん、大変お疲れでした。どうもありがとうご
ざいました。